

令和 2 年 6 月 27 日現在

機関番号：32686

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2018～2019

課題番号：18H05626・19K20832

研究課題名（和文）植民地台湾のインフラ（港湾・河川事業）にみる「公共」のあり方と植民地的特質

研究課題名（英文）The meaning of 'public' in colonial development: Taiwan's water resources infrastructures under the Japanese rule

研究代表者

清水 美里 (SHIMIZU, Misato)

立教大学・経済学部・助教

研究者番号：70785550

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000 円

研究成果の概要（和文）：本研究は植民地のインフラ開発の特色が「公共」概念の多義性にあると考え、植民地台湾の港湾・河川事業を事例に分析を行ったものである。というのも公共財となりうるはずのインフラ設備は、植民地では「公共」の内容にいくつもの留保がつけられた。時には、「公共」のものとされないほうが被支配層である台湾人にとって望ましいとされる事例がみられた。なぜ被支配層は「公共」を拒絶するのか、水資源における「公水」と「私水」の論争を手掛かりに明らかにした。そして、台湾人が植民地権力と交渉するために、水資源が「私」の領域にあると訴えていたことが分かった。資料としては、当時の裁判資料、行政資料、雑誌・新聞記事などを用いた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は水資源開発史と植民地史に新たな知見をもたらすことにある。水資源開発は水運、治水、水利、水道など別々に議論されることが多いが、本研究はそれらを総合的に捉える重要性を示した。植民地史においては「公水」・「私水」という概念の議論を分析することで、民族間の水文化の違いと植民地支配の矛盾の絡み合いを明確に示すことができた。本研究の社会的意義は、旧植民地と宗主国とも重なる現代の各国間の開発援助・技術移転におけるよりよい関係構築に寄与する点にある。というのも、本研究が明らかにした問題は、現代の開発援助・技術移転においても生じる可能性が十分にあり、それらの問題解決に資するものだからである。

研究成果の概要（英文）：This study examines the meaning of 'public' in colonial development by considering the case of Taiwan's water resources infrastructures during the Japanese colonial period. Although these infrastructures generally became public assets, colonial Taiwan perceived the notion of 'public' as an imposition. In fact, the Taiwanese wished for water resources infrastructures to not be labelled as public. To determine why such controversy arose, the current study analyses the arguments of 'public' or 'private' water during the colonial period. By relying on trial and government documents, articles and newspapers of the time, it reveals that the Taiwanese appealed for water resources to be regarded as 'private'.

研究分野：台湾近代史

キーワード：台湾 水資源 植民地 河川 水利 インフラストラクチャ 公共財 近代

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

旧日本植民地地域のインフラ設備に関しては多くの研究蓄積をもち、被支配民族との関係性に目を向けた研究も増加している。しかし、こういったインフラ設備の捉え方は旧宗主国(旧植民地本国)だけでなく旧植民地地域においても一律ではなく、その歴史認識は錯綜状況にある。錯綜の要因はいくつか考えられるが、一つには日本植民地における「公共」のあり方が植民地本国と植民地では異なっていたことが、歴史叙述の混乱状況を助長させているのではないかと考えた。

帝国が植民地に整備したインフラ整備の捉え方を大別すれば、収奪論、近代化論、tools of empire (支配の道具論)、植民地的開発論がある。収奪論は植民地経済を収奪し発展を遅らせたという考え方であり、近代化論は主として戦後の経済成長に寄与したという議論である。ヘッドリクが提唱した tools of empire は鉄道や汽船、海底ケーブルなど当時の新技術を帝国主義支配の道具であると主張した(ヘッドリク『帝国の手先』1989、日本経済評論社)。tools of empire は、互いにバラ色の「近代」を想定しがちだった収奪論と近代化論の間の植民地に「近代」の有無を問う論争から抜け出して、インフラ設備を捉えた。脇村孝平が提唱した植民地的開発論は、開発原病やモラル・エコノミー研究の成果を取入れたもので、植民地的開発が疫病(開発原病)や貧困(モラル・エコノミーの破壊)を誘発するという議論を展開した(脇村孝平『飢饉・疫病・植民地統治』名古屋大学出版会、2002)。開発原病は開発による環境や社会の変化が原因となって発生する疾病を指す。顧雅文の研究は灌漑用水の整備がマラリア蚊の生息地を拡大させ、マラリアの流行を生み出す過程を解明した(顧雅文「植民地期台湾におけるマラリアの流行」『社会経済史学』2005)。モラル・エコノミーは伝統的な相互扶助作用をもっていたとされるが、スコットは植民地支配がモラル・エコノミーを破壊したと論じた(スコット『モラル・エコノミー』1999年、勁草書房)。清水美里『帝国の「開発」と植民地台湾』(有志舎、2015)は開発原病やモラル・エコノミーの視角を取り入れた脇村の植民地的開発を踏襲しつつ、植民地の支配と被支配の関係を一方通行的に「衝突と反応」で捉えるのではなく、被支配層の協力、交渉、反発、抵抗、無視といった様々な反応が植民地権力の支配体制にも何がしかの作用を与え、開発事業に影響を与えたことを明らかにした。付言すると、その影響は妥協案の成立をもたらしたこともあったが、植民地権力がより統制力を強め抵抗を抑圧する結果となることもあった。

一方で、植民地研究において「公共」は議論を呼び込みやすい言葉であり、その代表的なものでは並木真人らが提唱した植民地公共性論である。水利史においては松本武祝が植民地にも「公共財」の管理をめぐる「公共空間」が植民地的特質をもって存在したとし、農村においても植民地権力を交渉のテーブルに引き出すために自らの政治文化を改編させていったことを論じた(松本武祝「植民地朝鮮における河川改修工事をめぐる「公共性」」『日本植民地研究』2015)。問題は、植民地的特質をもって存在したとする「公共」とはなにか、植民地本国の「公共」と何が違うのかということである。駒込武は日本語の「公共」が曖昧に含有してしまう public と official の違いに着目し、並木の植民地公共性論では public と official が混同されていると批判した。さらに植民地期当時の台湾の「公学校」の英語の訳語に public が選ばれなかった事例を検討し、「公」や「公共」が植民地の被支配民族にとっては public と表現できないものであったことを指摘した(駒込武『世界史のなかの台湾植民地支配』岩波書店、2015)。

そこで研究代表者は植民地台湾のインフラ設備の事例から public と official のせめぎ合いの空間を抽出し、植民地権力と被支配民族の応答・応酬を分析することで、公共財の植民地的特質を明らかにできるのではないかと考えた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、植民地台湾の「公共」のあり方を水資源のインフラ設備の事例から明らかにすることである。とくに、「公共」とされることが植民地本国と植民地では異なる状況を生み出し、被支配民族がどのような立場に追い込まれたのかを詳らかにする。そして、植民地におけるインフラ設備の捉え方は tools of empire や植民地的開発論によって大きく転換してきたが、植民地公共性論をめぐる議論によって浮上した public と official の相違を探究することで、植民地におけるインフラ設備の特質の一端を明らかにしていく。

3. 研究の方法

植民地権力と被支配民族はインフラ設備の運用をめぐり、互いにあるいは一方が攻撃、交渉、無視するという場面が生じた。この植民地権力と被支配民族の関係をインフラ設備の public 化（公共財の自治）と official 化（支配の道具）のせめぎ合いとして整理した。

研究計画の段階で、『台湾総督府土木事業概要』（1916～42）などから日本植民地期台湾の土木事業を概観し、港湾と河川の項目において、植民地権力と被支配民族の応答・応酬が垣間見られる内容を認めていた。そこで、港湾、河川とこれまで研究代表者が研究してきた水利を含めて、植民地台湾の水資源に関する資料を国内外で収集した。特に、河川事業において有益な進展が認められたため、最終年度にあたる2年目以降は河川事業について以下の方法論で研究を進めた。

近代日本ではヨーロッパの水法を取り入れる過程で、ある河川は公川か私川か、ある湖や沼は公水か私水かというようなことが一時期盛んに議論された。特に、特定の農業用水への優先的水利権を認める慣行水利権を有する水流については慎重に議論された。植民地台湾においても公水と私水の境界をめぐる論争が生じた。しかし、日本と台湾では地理環境や伝統的な水資源に対する概念が異なるため、公水、私水をめぐる議論も日本本土とは異なる様相を呈していた。

そこで本研究では、当時の裁判資料、行政資料、書籍、新聞、雑誌などを用いて、水資源の公水、私水をめぐる議論を抽出した。そして植民地台湾において公水が public なものを意味するのか、official なものを意味するのかに注視しながら、議論を分析した。

4. 研究成果

先述のように、河川事業を中心に植民地台湾の水資源政策、整備において有益な成果が得られたため、2019年5月に台湾史研究会で報告し、同年11月に『歴史学研究』において論文を発表した。その成果を3点挙げる。

（1）水資源開発という視点。水資源は多様な形態をもちながら、循環する。水資源の関連設備を社会の資本や財として捉える際にも多様な議論がある。水資源の用途によって、あるいは水資源の形態によって議論を細分化するのではなく、歴史研究においても水系という概念のものと総合的な考察の必要を感じた。そして「公水」と「私水」の議論の重要性に気づくことができた。

（2）植民地台湾の水利慣行。清朝期台湾の慣行では、有力者が資金を拠出し合い、水資源を管理・整備し、そこから収益を得ていた。清朝期から日本植民地期にかけて台湾の水資源の運用は大きな転換を強いられた。それは、植民地と植民地本国の水文化の違い、帝国主義的な技術移転の矛盾から逃れられないものであった。

資料からは、河川行政担当官の混乱がしばしば確認できた。日本本土は治水対策を重点に河川事業が進められてきたが、台湾では僅かしか治水事業に予算がつかず、水利事業も帝国日本の事情に左右され一貫性がなかった。河川法を台湾に施行するに当たっては、台湾の河川は時期によって流水がなくなるものも珍しくないが、河川法の河川は常に流水がある土地が想定されているなど、水資源が豊富な日本本土を想定して策定された河川法を台湾に適用することに

戸惑いが生じていた。

「公水」と「私水」の区分についても、揺らぎがあったことを読み取ることができた。日本本土は公水主義に傾いていったため、台湾の水資源も公水の区分を広げ、私水の範疇をなるべく限定しようとする向きがみられた。だが、現場に近い担当官ほど公水、私水の区分について歯切れが悪くなっていた。その背景には、植民地権力が河川整備や水利施設にかかる費用を捻出するために、清朝期の水資源の慣行を部分的に利用していたことが関係したのではないかと推察した。

(3)「公」と「私」のせめぎ合いの空間。ある判例では、台湾人原告側弁護士が公共埤圳組合は私法人ではないのかと訴えていたことが分かった。公共埤圳組合とは、台湾水利組合令が施行する前に設立された水利運営団体である。それまで公共埤圳組合を相手取った民事訴訟では、公共埤圳組合は公法人であり、公共埤圳組合の行為は行政行為であるため民事裁判で争う余地はないという判決が下されていた。台湾では行政処分による異議申し立てに関する訴願法による請求が僅かしか取り上げられない状況であったため、民事裁判に限られた交渉の空間であった。私法人であれば民法の範囲で司法判断を下すことができるが、公法人とされれば民事で争う余地がなくなってしまう。このような背景から、台湾人原告側弁護士は公共埤圳組合が本当に公法人なのか問い返したと考えられる。ここでは水資源が「私」の領域であるほうが台湾人にとって都合が良かったのであった。

本研究により、「公水」と「私水」の論争が植民地の支配・被支配の対立構造を露骨に示すことが明らかになった。

このほか、上記の成果を他のアジア地域（香港・満洲ほか）と比較検証していく新たな研究への着想を得た。香港については2019年3月にイギリス植民地期に建造された貯水池やダム設備を調査した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 清水美里	4. 巻 19
2. 論文標題 植民地統治下水利自治的可能性と制限：以嘉南大（土+川）組合為例(1920-1943)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 白沙歴史地理学報	6. 最初と最後の頁 63-83
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 清水美里	4. 巻 990
2. 論文標題 植民地台湾の水資源における「公」と「私」のせめぎ合い	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 歴史学研究	6. 最初と最後の頁 62-73
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 清水美里
2. 発表標題 植民地台湾の水資源を考える
3. 学会等名 台湾史研究会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----